

令和8年第4回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和8年4月27日（月） 14時00分～15時20分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室1

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	中 村 一 也
教育委員	松 尾 哲
教育委員	植 木 智 穂
教育委員	瀬 川 百 合

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	石 川 伸 吾
教育総務課長	井 上 実
学校教育課長	黒 岩 洋 史
生涯学習課長	田 口 享 史
文化財課長	岩 永 正 貴
教育総務課教育総務班長	笹 田 真 二

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長・各課室報告

第5 議案審議

報告第4号 学校医の変更について

報告第5号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第6号 南島原市社会教育委員の委嘱について

報告第7号 南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第8号 南島原市スポーツ推進委員の委嘱について

報告第9号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

報告第10号 南島原市図書館協議会委員の委嘱について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 南島原市立小・中学校学校評議員の委嘱について

- (3) 令和8年度教育委員会主要事業計画について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

会議に移ります前に、職員の異動があつておりますので、まず職員の紹介をさせます。石川次長 お願いします。

(石川次長から職員紹介)

それから、教育長の職務代理者につきましては、今年度も中村委員さんを教育者として指名しましたので、ご報告いたします。

それでは、只今から、「令和8年 第4回 定例会」を開会いたします。

はじめに、事前に送付した議事日程には、ございませんでしたが、「日程審議」に「報告第10号 南島原市図書館協議会委員の委嘱について」を追加しますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

松本教育長

それでは、議案審議に「報告第10号」を追加いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、瀬川委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「中村委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

松本教育長

それでは、会議録署名人に「中村委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課報告」を行います。

松本教育長

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

次に、「各課報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長

(別紙により、各課の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

それでは、報告第4号「学校医の変更について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第4号「学校医の変更について」説明させていただきます。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものです。

次のページの学校医名簿をご覧ください。有家小学校につきましては、前任の有家町、小嶺整形外科、小嶺俊医師から、令和8年4月1日から、西有家町、いその産婦人科医院、磯野潔医師に変更するものです。

以上、ご報告いたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、

「報告第4号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第5号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第5号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」説明させていただきます。

提案理由は、南島原市教育委員会条例第3条の規定に基づき、教育支援委員会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものです。

教育支援委員会につきましては、本市に居住する心身に障害のある児童、生徒、就学前の幼児に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するため本委員会を置くものであります。

次のページをご覧ください。

令和8年度の教育支援委員会委員の委嘱については、名簿にお示ししているとおりのとおりとなります。

医師や必要と認められる委員につきましては、関係団体の推薦をいただいております。

また、新規に委嘱する委員については、黄色で示しております。

関係教育機関の職員につきましては、校長会の組織改編により新たに委嘱しているところです。

以上、ご報告いたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、

「報告第5号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次の、報告第6号「南島原市社会教育委員の委嘱について」と、報告第7号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、関連がありますので、一括し

て議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

報告第6号「南島原市社会教育委員の委嘱について」及び、報告第7号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼務とさせていただいておりますので、一括してご報告いたします。

南島原市社会教育委員は、社会教育法第15条第2項、並びに南島原市社会教育委員条例第2条の規定により、また、南島原市公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条第1項、並びに南島原市公民館条例第14条第2項の規定により委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものでございます。

任期は2年であり、今回、名簿に記載の18名の方を令和8年4月1日から令和10年3月31日までの期間を委嘱するものでございます。

また、委員18名のうち前期から継続いただける方が13名、新規に委嘱する方が、5名でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、

「報告第6号」及び「報告第7号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第8号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

報告第8号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」ご報告いたします。

スポーツ基本法第32条第1項、並びに南島原市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものでございます。

任期は2年であり、今回、名簿に記載の80名の方を令和8年4月1日から令和10年3月31日までの期間を委嘱するものでございます。

また、委員80名のうち、前期から継続いただける方が73名、新規に委嘱する方が7名でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、

「報告第8号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第9号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

報告第9号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

提案理由は、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例第3条の規定に基づき、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものです。

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会につきましては、史跡原城跡及び日野江城跡の調査、整備、保存及び活用に関する事業について、総合的かつ専門的な指導及び助言を得るため本委員会を置くものであります。

次のページをご覧ください。

令和8年度の史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱については、名簿にお示ししているとおりとなります。

任期は1年間となっており、委員の構成につきましては令和7年度から変更はございません。

以上、ご報告いたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、

「報告第9号」につきましても、規則に基づき教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第10号「南島原市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

報告第10号「南島原市図書館協議会委員の委嘱について」ご報告いたします。

南島原市図書館協議会委員は、図書館法第15条、並びに南島原市図書館条例第6条第2項の規定により委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものでございます。

任期は2年であり、今回、名簿に記載の10名の方を令和8年4月1日から令和10年3月31日までの期間を委嘱するものでございます。

また、委員10名のうち、前期から継続いただける方が6名、新規に委嘱する方が4名でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、

「報告第10号」につきましても、規則に基づき教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

準要保護児童生徒就学援助の認定について、担当課長から説明させます。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、認定の基準により決定したものです。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「南島原市立小・中学校 学校評議員の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

第2号「南島原市立小・中学校 学校評議員の委嘱について」を説明させていただきます。

南島原市立小・中学校管理規則第30条第1項「校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。」

同条第2項「学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解と識見を有する者のうちから3人以内を校長の推薦により教育委員会が委嘱する。」との規定に基づき、委嘱をするものであります。

また、同条第4項「任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。」となっております。

推薦者一覧をご覧ください。

各校長の推薦により、小学校1校、中学校1校からそれぞれ3名、合計6名を委嘱しております。

以上ご報告いたします。

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、以上で、第2号の報告を終わります。

松本教育長

次に、第3号「令和8年度教育委員会主要事業計画について」を議題とします。

各課長から説明させます。

各課長

(令和8年度教育委員会主要事業計画について説明)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松尾委員

奨学金償還補助金の対象要件は、償還免除になるのか。

教育総務課長

市の住民基本台帳に記録され、現に居住する者で、就労している場合に、償還額の3分の2を補助するものであります。

松尾委員

わかりました。

中村委員 学校プールの活用と修理の現状は

教育総務課長 小学校では老朽化した学校プールの活用は行わず、B&G や近隣学校のプールなどを活用していただいている状況です。

また、中学校においては、水泳の授業が行われていないことから、老朽化したプールの改修等を行う予定はございません。

中村委員 水泳の授業を行っていないとあったが、「やむを得ない事情（海がない、プールがないなど）により水泳指導ができない状況であれば」の前提があり、市内にプールが1か所でもあれば授業は行わなければならないように認識していたが。

学校教育課長 水泳事故の防止に関する内容を取り扱えば水泳の授業に代えてよいとあります。ただし、それがあから水泳の授業を行わなくてもよい訳ではなく、活用できる状況にあれば水泳の授業を実施し、どうしても実施できない場合は、水泳事故の防止に関する授業を行う捉え方であります。

できる環境にあればできるだけ実技指導を行うべきものと考えております。

松本教育長 都市教育長会議においても水泳授業の話題が出ている。他市では、水泳をスイミングスクール等に委託する動きがあるようである。

中村委員 次に、部活動の地域移行に関し、事業計画 P. 33 にある小中学生スポーツ大会出場支援事業による補助があるが、部活動を実施して県大会・全国大会に出場した場合、今年度までは中体連から全額に近い補助がなされるのか。

また、部活動の地域移行について、外部指導者の資格取得のための補助はあるのか。

生涯学習課長 小中学生スポーツ大会出場支援につきましては、中総体以外のものであって、県大会、九州大会、全国大会に出場する場合の交通費の2分の1を補助するものであります。

中総体につきましては、手厚く補助がなされますが、今年度の中総体終了後は、全て地域クラブへ移行となります。中体連からの補助との差については、できる限り負担がかからないようにしたいと考えておりますが、財源の問題等もごございますので、関係各課と協議を進めて参ります。

指導者について、現在本市においては登録制度をとっており、一定条件をクリアした方の登録を行っております。指導者の資格取得については把握してはおりませんが、今後、地域クラブサポートセンターと情報を共有し、可能な部分は支援していきたいと考えております。

松尾委員 中総体終了後、地域クラブへ移行するうえで、同様の競技クラブが複数立ち上がることに縛りがあるのか。（人数確保の観点）

生涯学習課長 現段階では、縛りはございません。

松尾委員 中総体で勝ち上がった者、敗退した者で時期が異なるが、地域クラブへ移行する時期は。

松本教育長 よろしいでしょうか。ここでは事業計画についてお尋ねをいただいております。

すので、地域クラブに関する細部については、地域クラブサポートセンター（塩田指導主事）にお尋ねいただくような形でお願いできないでしょうか。

松尾委員

わかりました。

松本教育長

他に何かお尋ねなどはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、以上で、第3号の報告を終わります。

松本教育長

次に、第4号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、5月25日、月曜日、午後2時から開催する予定とします
ので、よろしくお願ひします。

松本教育長

最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございません
でしょうか。

中村委員

（長崎縣市町村教育委員会連絡協議会 令和8年度理事会の報告）

学校教育課長

（小・中学校の運動会・体育大会の参観について）

（南島原市中学校総合体育大会について）

教育総務課長

（令和8年度長崎縣市町村教育委員会連絡協議会総会及び研修会について）

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、第5号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時20分

会議録署名人

教育委員

記録職員